



東京講演「イギリスのヤングケアラー・ケアラー支援の現状と実践から学ぶ」

日本のヤングケアラー支援の展望を考える貴重な機会となりました

日本ケアラー連盟理事 田中悠美子

日本では、ヤングケアラーの定義の法制化、支援施策が進んでいます。2024年12月7日(土)、イギリスで長きにわたってヤングケアラー支援の基礎を築かれてきたソール・ベッカーさん(マンチェスター・メトロポリタン大学副学長、医療教育学部子ども家庭領域教授)、サラ・ゴウエンさん(シェフィールド・ヤングケアラーズCEO)を成蹊大学にお迎えして、イギリスのヤングケアラー支援の理念、支援施策や活動について学び、日本のヤングケアラー支援の展望を考える貴重な機会となりました。全国から92名の参加がありました。

●日本におけるヤングケアラーへの支援

澁谷智子さん(成蹊大学)より日本における2010年から2024年のヤングケアラー支援の動向について次のような説明がありました。

2010年に自身が渡英し研究活動を実施、元ヤングケアラーによる啓発イベントでの初の体験談(2013)、日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトの発足(2014)、シンポジウムの開催、自治体での教員調査(南魚沼市2015、藤沢市2016)など研究者や市民団体によるヤングケアラー支援についての議論や調査実施。

2020年以降、埼玉県ケアラー支援条例の制定(議員提案)、国による実態調査、厚生労働省と文部科

学省によるプロジェクトチームの発足と政策立案、国による支援体制強化事業といった行政によるヤングケアラー施策の動きが加速。2024年6月には子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーの定義、支援が明文化された。

●イギリスにおけるヤングケアラーへの支援の現状



ベッカーさんより30年にわたる研究からわかったこと、将来に向けて私たちが達成しようと考えていること、日本で変革を起こす16のアクションについて紹介されました。

「変革を起こす」16のアクション



1. 「ケース」アドボカシー(個人や家族の権利擁護)と「コース」アドボカシー(集団の権利擁護)に焦点を当てる——ケースワークと変革を同時に行う
2. ヤングケアラーが話ができるようにする——彼らが自分の話を聞いてもらうための場をつくる
3. 日本での調査に基づいたエビデンス(証拠)を積み上げていく——特に、長期的、統計的、ケース・スタディ(事例)に関するエビデンスを積み、他の国の調査や発展から学ぶ(一からやるのはよくない)
4. 国や地方自治体/地域の政策の台として、日本の人権に基づいた、ヤングケアラーとその家族のための合意を共に創る
5. 日本全国で連携を作る——存在を無視できないほどの人数、声、力を作り上げる
6. 仲間を見つけ、一緒に働く(国、NGO、コミュニティ、政策立案者、制度設計者...)
7. 政策立案者、資金提供者、サービス提供者が、さらに進めてくれるよう、求める/促す
8. 社会の関心を高め、世間の反応や政策対応を起こすために、メディアを使う
9. 学校、医療、福祉、若者支援、地域サービス、高等教育、雇用において、ヤングケアラーのことを議題にする
10. 子どもたちや日本社会や日本経済にとっての、マイナスの影響、失われた機会、コストを強調する
11. 社会的正義、フェアであること、平等であること、敬意を払うなどを含む、日本の価値観とリンクさせる
12. 地域のサービスを作る。そうすれば「彼らは来る」
13. ヤングケアラーのニーズとケアをする力に関するアセスメントを行い、それらのアセスメントに基づいて行動する
14. 結果に焦点を当てたサービスと介入をデザインする
15. 「何が効果があるのか」を見出し、曖昧さのない形で、政府や政策立案者や資金提供者に伝える
16. 個人の生活やヤングケアラー全体に対してもたらすことのできた変化を祝う

子どもがケアラーになる理由は、文化や家族との関係、構造があるということ、そして、子どもが行うケアは連続体である(ケアと責任のレベルの高低)ため、気にかけるレベル(Caring About)から世話をするレベル(Caring for)へシフトしないように防いでいくことが重要である。

長い年月をかけて取り組まれてきたイギリスでは、広範囲にわたる質の高い調査があり、人々の気づきが広がっている。そして、ヤングケアラーのための具体的な政策と法的権利の保障があり、多くのヤングケアラー専門サービスが数万人に届いている。しかし、それでもイギリス



では一部にしか届いていない、さらにすべきことはたくさんある。

では、どのような将来を考えていくのか。ヤングケアラーの支援は国（政府や自治体）、NPO等が組み合わさった優れたシステムやサービスが必要である。そして、ヤングケアラーを傷つきやすい存在から成長のステージへと移行していくことが大切である。子どもたちが、学び、たくましく育ち、守られていると感じ、子どもとしての人生を楽しみ、花を咲かせてほしい。

どうやってヤングケアラーを発見するのか。それはどの入り口からも入れるようにすること。そして、ヤングケアラーのニーズとケアする力について適切なアセスメントをすること。適切なアセスメントやサービス、介入がないままの発見では、できることは限られてしまう。

支援をすることで、どんな結果を私たちは届けようとしているのか。それは、防ぐ（ケアをするのを止める）、減らす（ケアの量を減らす）、介入（サポートを通して、よりよい適応）、ケアと生活のより良いバランス、そして、家族丸ごとサポートの5つである。結果になって焦点を当てたサービスと介入をデザインし届ける必要がある。

最後に、「変革を起こす16のアクション」について示していただきました。（前頁参照）

●ヤングケアラーの発見と支援



ゴーウェンさんからは、シェフィールド・ヤングケアラーズの取り組みや支援の考え方についてご紹介いただきました。

すべてのヤングケアラーがその果たしている役割を認識され、他の子どもや若者と同じ機会と人生のチャンスを持つ権利があると考えられており、8歳～25歳の子ども・若者が参加をしている。支援の方向性としては、ケアの責任から離れられる休息を提供すること、ケアや家庭生活をまわしていく助けとなる回復力（レジリエンス）と自信を持てるようにすること、そして、生活に与えている影響を減らしていくこと、彼らの健康とウェル

ビーイングを向上させることの4つ。

ヤングケアラーの中には、気づかれるまでに10年かかる人もおり、支援につながるまでの平均的な待機期間は3年。ヤングケアラーはなかなか見えてこない存在だからこそ、発見が大事であること、学校現場や医療機関でヤングケアラーを見つけて、支援を受けられるようにすることが重要で、ヤングケアラーは、話し相手、相手の健康状態に関する情報、福祉や医療サービスの情報、自分たちの権利に関するアドバイス、ピアサポート、ケアから離れて楽しみや休息を持つ機会の支援を求めている。

そして、年間を通じて、親の同意を得て団体に登録した児童に対して、家庭訪問や6回の1対1のセッション、グループワークショップ、学校休暇中の活動、カウンセリングサービスを、家族にも1年間のサポートを提供している。

以下に、シェフィールド・ヤングケアラーズの動画を紹介します。



日本語訳付き
Young carers
and education



私はだれ？
シェフィールドのヤング
ケアラーによる詩

◆講演を振り返って

お二人から多くのヤングケアラーに関する実態や支援の考え方、具体的な支援方法について伺うことができ、大変充実した時間となりました。また、日本で取り組んできたことを振り返ることもでき、今後やるべき社会課題が多くあると感じます。

大切なことは、子ども・若者の声を聴き、権利があることを伝え、支えること。そして、負担や責任が過度にならないように予防の視点と家族全体を支える視点を持ち、支援を展開できるしくみづくりや支えあうためのネットワークを構築していくことであると改めて感じます。

* 今回の東京講演は、立命館大学の齋藤真緒さんはじめYCARPの皆さんが、お二人を招聘する企画をされたご縁で実現しました。澁谷智子さんには準備段階から多くのご支援をいただき、当日は、立命館大学の長瀬修さん、成蹊大学の森住史さんに通訳者としてご協力いただきました。心より感謝申し上げます。



11月に京都市で、12月に神奈川県藤沢市で、 特徴あるケアラー支援条例が制定されました

2024年11月に京都市で、12月に神奈川県藤沢市で、ケアラー支援条例が制定されました。2つの条例は大きな特徴があります。その一つは、「ケアは社会の存立の基礎的な条件」、「ケアは人と人との関係をつなぐ大切な行為」であるとケアの社会における価値を明記し、かつケアを必要とする人・ケアラー双方の尊重を謳ったことです。もう一つはそのプロセスです。京都市では、ケアラー当事者・支援者の団体と議会が「タッグ」を組み、藤沢市では、第19回日本マニフェスト大賞・議会改革部門で「優秀賞」を受賞した、政策検討会議方式により制定しました。

■ケアラー当事者と議会が「タッグ」を組んだ条例制定

津止正敏

(京都ケアラーネット／日本ケアラー連盟代表理事)

京都市ケアラー支援条例（京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例）が2024年11月6日に成立、11日の介護の日施行された。京都市会を構成する「全議員の共同提案」による採択というスタイルや、条例前文に「社会の存立の基礎的な条件」と記されたケアの意義が話題になった。「市民が議会を動かした」と私たち京都ケアラーネットの取り組みと連ねて報じたメディアもあった。

私たちが、京都にもケアラー支援条例をつくろうとケアラー当事者や支援者に呼び掛けて出帆したのは2022年4月。19分野の当事者・支援者団体のトップリーダー25人を共同代表として、毎月の世話人会や隔月の市民公開学習会等を開催して条例制定の世論喚起に努めてきた。

ネットワークの輪は議会にも広がり、幾人かの議員が支援の意義を主張し条例制定の可能性を追求した。そして、ネットワーク発足から2年後の2024年4月、理事者が動かないのであれば市民の負託にこたえて議会が条例制定を目指す、との決意を京都市会が発信した。「全議員の共同提案」により9月議会に

提案・可決を目指す、そのために各会派代表者によるプロジェクトチームを発足させる、という宣言だった。政治の扉が開いた－私たちは即座に「市会の英断」と歓迎の意を表明した。

こうして制定・施行された京都市のケアラー支援条例。紙幅の関係でその全体像は京都市会HPをご覧頂くほかないが、ケアラー当事者・支援者の立場から下記2点について触れておく。

一つは条例の制定プロセスのダイナミズム。何といっても、私たちケアラー当事者の声に応えた「全議員の共同提案」によって条例が実現したこと。当事者と議会の「緊張感ある」協働と連携の意義はしっかりと確認しておきたい。もう一つは条例の前文。1,349字の長文となった前文には、ケアラーは疲労困憊しているから支援が必要だということだけでなく、社会を支える不可欠な営みとしてケアの特段の意義を確認し、それゆえのケアラー支援だという支援の根源的な根拠を記している。また前文には京都のケアとケアラーの歩みも記され、名を伏しても「京都」だと分かるものとなった。

条例はできたが、しかしこれはまだ第1歩。実効性ある条例に育てていくためにも当事者・支援者・市民のネットワークをさらに広げよう、と私たちは決意を新たにしている。

■政党や会派を越えた委員からなる藤沢「政策検討会議」方式による条例制定

竹村雅夫

(藤沢市議会政策検討会議座長)

2024年12月16日、藤沢市議会本会議で「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」が成立しました。

“ケアラー支援”条例でありながら、条例の名称が「ケアされる人」という言葉で始まることを不思議に



2024.11.6 条例制定直後のネットワーク世話人と市会PTメンバー
(京都市会議場にて)



思う方もいらっしゃるかもしれません。

たしかに、ケアは時にきわめて過酷です。しかしケアの大変さだけを強調すれば、ケアを必要とする人はどんな思いになるでしょう。ヤングケアラーの親御さんや重度の障害者はどうすればよいのでしょうか。この条例がめざすのはケアをされる人も・する人も、どちらもが自分らしい生き方のできる社会づくりです。そのために必要なのは「家族丸ごと」支援、そんな理念を込めました。

ケアを「される人」「する人」と言いましたが、それは単純に二分されるものではありません。人は弱さを抱えた存在であり、誰もがみなケアをされて生きています。ですから条例にはこんな前文を置きました。

「人は、みな誰かから身体や心のケアをされて生きています。人生の中では、誰もがケアをされる側にもケアをする側にもなります。ケアは、人と人との関係をつなぐ大切な行為です。」

ケアが大切なことだからこそ、ケアを家族だけが

担って孤立するようなことがあってはならない、社会の支援が必要なのだ。それが条例の制定趣旨です。

この条例は超党派の議員が分担して条文を起草し、ケアラー当事者や障害者・難病患者家族会など多くの皆さんからも意見をいただいて作成しました。

具体的なケアラー支援施策については条例には規定せず、今後、ケアラー当事者や福祉関係者、商工労働団体の代表などからなる「ケアラー支援協議会」を設置し、当事者参加で「ケアラー支援計画」の策定を論議して行く予定です。



超党派の議員が条例案を検討・論議した「政策検討会議」

お知らせ

(お申し込みや詳細は HP をご覧ください)

●研修動画新版DVD販売開始しています

『ヤングケアラーへの理解と支援のために』の新版DVDができました。

ヤングケアラー支援の基礎知識や現状を理解し支援につなげるための解説、事例紹介などを収録。講師は、当連盟理事の田中悠美子。「行政職員・支援者向け」「地域の支援者向け」の2本組。各1本50,000円、2本セットで70,000円。

●「ヤングケアラーを理解し支援するためのオンライン講座」今年度も開講しています

- A 入門コース(オンライン受講) ヤングケアラーについての理解と支援についての知識を学ぶ
- B 基礎コース(オンライン受講) ヤングケアラーの基礎知識や現状を理解するための調査データの解説、支援のあり方、事例の紹介など、専門講師を通して学ぶ
- C 集合研修(研修インストラクター養成) 研修インストラクターの養成を目的とした集合(対面)研修

日本ケアラー連盟 15周年 記念イベントを開催します

条例化から法制化へ
～ケアラー支援の未来を描く～
政策提言、パネルディスカッションなど

2025年5月25日(日)

13:30～16:00

会場及びオンラインによる
ハイブリッド形式

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方(個人)は、どなたでも申し込みできます(会員は法的には「社員」と呼ばれます)。

《年会費》正会員(社員): 5,000円/年 *総会の議決権があります。

応援会員(個人): 1口 2,000円/年

応援会員(団体): 1口 10,000円/年

《定款》 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

《入会申込み》 FAX (またはEメール) でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています(HPをご覧ください)。

《寄付申込み》 FAX (またはEメール) でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号: 00100-9-789904

加入者名: 一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号: 2958743

(普通) 口座名: 一般社団法人日本ケアラー連盟